

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第72号

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例（平成27年6月5日京都市条例第6号）

中京都市立洛陽工業高等学校に関する部分の施行期日は、平成30年4月1日とする。

（教育委員会事務局指導部学校指導課）